

自家用自動車に係る環境対応車普及促進事業補助金の交付申請受付終了方法について

自家用自動車を対象とした環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度（環境対応車普及促進事業補助金）は、平成21年度第2次補正予算により、本年9月30日までに新車登録がなされたもの（廃車を伴う場合は、9月30日までに引取業者への引渡しも行ったもの）について、10月29日までに申請して頂くこととしています。

ただし、今後の補助金対象車両の販売状況等によっては、10月29日の申請期限を待たずして、補助金交付申請が予算額（約5,837億円）を超える可能性があります（7月28日現在の申請受付金額は4,721億円）。したがって、交付申請の受付終了方法について下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

- (1) 補助金交付申請受理日^{※1}が早いものを優先して交付対象とします^{※2}。
- (2) 申請期間内であっても、補助金交付申請額が予算額を超過することが明らかになり次第、申請受付を終了します。その際には、申請受付を終了した旨を速やかに公表します。
- (3) 申請額が予算額を超過した場合、その日に受理された申請は、公平を期すために、全て不交付とさせていただきます。（補助金交付申請書が受理された場合でも、補助金が交付されないことがありますので、ご了承ください。）
- (4) 補助金の申請進捗状況は、一般社団法人次世代自動車振興センター（NEV）のホームページ^{※3}において最新の進捗状況を公表しております。

※1 社団法人日本自動車販売協会連合会（自販連）及び社団法人全国軽自動車協会連合会（全軽自協）の申請窓口において、補助金交付申請書原本を受理した日をもって補助金交付申請受理日とします。

日本自動車輸入組合（JAIA）及びNEVは、郵送により到達した補助金交付申請書原本を受理した日をもって補助金交付申請受理日とします（投函日ではありませんのでご注意ください）。

ただし、これらの機関に対し申請書を提出しても補助対象事業（新車の登録及び経年車の廃車引取（経年車の廃車を伴う場合））の完了が確認されない場合は、受理とは見なされません。

※2 現状では、車両登録（補助金申請が可能になった状態）から申請までに時間を要している事例が多く見受けられます。車両登録が完了し申請要件が整い次第、できる限り速やかな申請をお願いいたします（車両登録を同日に行っていても、申請日が遅れた場合、遅れた申請者が補助金を受けられなくなることがあり得ます）。

※3 NEVのホームページのURL

http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/eco_car.html